

第九十六号議案

江戸川区興行場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区興行場法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区興行場法施行条例（昭和五十九年六月江戸川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「業として興行場を經營しよう」を「法第二条第一項の規定により許可を受けよう」に、「区長に提出し、許可を受けなければ」を「江戸川区長（以下「区長」という。）に提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「法第二条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第二条の二第二項の規定により届出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

第三条第四項中「に記載した事項」を削り、「の規定による届出事項」を「に規定する届出書に記載した事項」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条中「第六条から第十三条まで」を「第五条から第十二条まで」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項及び第四項の改

正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の江戸川区興行場法施行条例第四条の規定により既に納付した手数料については、なお従前の例による。

(説明)

興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）の改正に伴い、興行場の営業を譲り受けた者が、営業者の地位を承継することができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。